

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

新	旧
<p>福島県緊急経済対策資金融資制度要綱</p>	<p>福島県緊急経済対策資金融資制度要綱</p>
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 方針 (1)～(2) (略)</p> <p>3 要領 (1)～(5) (略)</p> <p>(6)融資取扱時期 令和4年3月31日までとする。ただし、要綱3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）まで、要綱3(3)B②及びC②については災害関係特例に定める適用期間末日又は令和4年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和3年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)C①及びDについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、<u>加えて要綱3(3)Eについては令和3年9月30日保証申込、令和3年10月31日融資実行分までとする。</u></p> <p>—</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 その他 (1)～(6) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和3年5月19日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3(4)A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。</u></p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 方針 (1)～(2) (略)</p> <p>3 要領 (1)～(5) (略)</p> <p>(6)融資取扱時期 令和4年3月31日までとする。ただし、要綱3(3)A⑦については中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定期間」という。）まで、要綱3(3)B②及びC②については災害関係特例に定める適用期間末日又は令和4年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和3年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)C①及びDについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、<u>加えて要綱3(3)Eについては令和3年6月30日保証申込、令和3年7月31日融資実行分までとする。</u></p> <p>—</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 その他 (1)～(6) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3(4)A～Eの保証人及び担保の条件については、この限りではない。</u></p>